

明日香法に基づく施策の財政支援の充実及び飛鳥保存のための取組の推進について

【担当省庁】国土交通省、文化庁

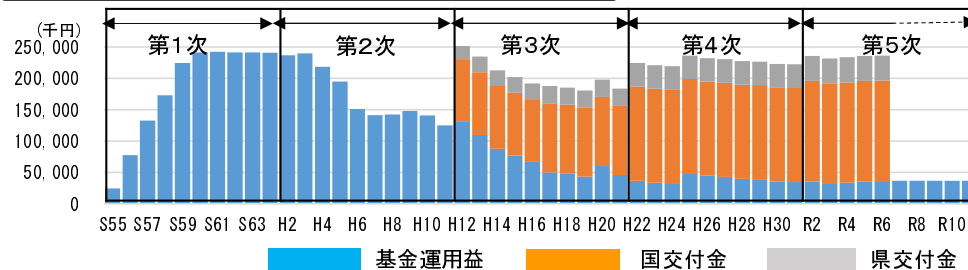
明日香村における取組

(現状・課題)

①明日香村における歴史的風土の保全と創造的活用

- 「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」(明日香法)に則り、歴史的風土を住民の理解と協力のもと保全するために、国の基本方針に基づき、奈良県策定の**第5次明日香村整備計画(R2~R11)**の進捗を図っている。
- 令和6年度には社会資本整備審議会明日香村小委員会で、今後のあり方について議論をしていただいているところ。
- 村では、明日香村の歴史的風土や景観を活用した**飛鳥ハーフマラソンの開催**、災害時の業務継続と住民のコミュニティ拠点活用のための**新庁舎建設(令和5年5月開庁)**などの取組を実施。
- 村に対し「**明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金**」により支援をいただいているが、**歴史的風土を体感する周遊環境整備**や、歴史的風土の重要な要素である**里山や集落の景観保全**のため、**継続的な支援**が必要。

明日香村整備基金と明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の状況



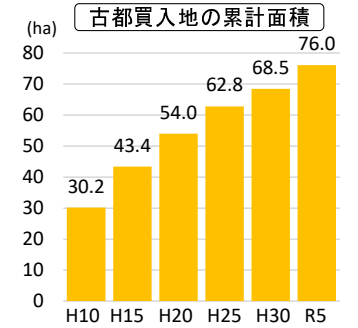
飛鳥ハーフマラソン



明日香村新庁舎

②古都買入地の適正な維持管理

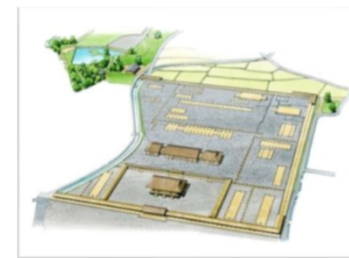
- 明日香村における古都保存法第11条による**古都買入地の累計面積は約76ha**と村面積の約3%を占め年々増加。
- 管理は地元住民や企業CSRの行政財産使用許可による景観管理、奈良県による除草作業によるが、管理が行き届かない買入地の増加により、**周辺環境や景観に悪影響**を及ぼし、歴史的風土を保存する**法の目的に適合するとは言えない状況**。
- 高齢化等により地元住民の協力による景観管理も限界を迎える中、**新たな管理手法が必要**。



国にお願いすること

村全体が古都保存法の規制対象となり、明日香法を適用され、歴史的風土の保全により守られてきた特異な村であることを考慮し、引き続き支援をお願いしたい。

- 第5次明日香村整備計画の着実な推進と、歴史的風土の保存と創造的活用の実現に向け、**社会資本整備総合交付金等の優先的な配分及び明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金による支援継続**。
- 古都保存法第11条に基づく古都買入地の適正な維持管理を行うため、**管理手法の制度見直しと、管理に要する費用の財政支援**。



飛鳥宮跡 建物復元のイメージ
(出典:「飛鳥宮跡保存活用構想」H26.3)



古都買入地の状況

【担当部署】 明日香村総合政策課